

## 「保険法」施行についてのお知らせ

2010年4月1日より、「保険法」が施行されます。

「保険法」とは、保険契約に関する一般的なルールについて定めた法律です。2010年4月に「保険法」が施行されますので、その概要をお知らせいたします。

### I. 当該制度に関連する「保険法」の概要

保険契約に関する基本的なルールは、これまで商法の中に規定されていましたが、明治32年の商法制定後、実質的な改正が行われておらず、表記がカタカナ・文語体のままでした。そこで、社会経済情勢の変化に対応して、商法の規定を全面的に見直し、商法から独立した「保険法」が制定され、2010年4月1日に施行されることになりました。

#### 「保険法」の概要

1. 傷害疾病定額保険（医療保険やがん保険等が該当）に関する規定を新設
2. 保険契約者・被保険者・保険金受取人を保護する規定を整備
  - 保険契約締結時の際の告知についてのルールを整備
  - 保険金・給付金等の支払時期についての規定を新設
3. モラルリスク防止のための規定を新設
  - 重大事由（詐欺等）があった場合、保険会社が保険契約を解除できる規定を新設
4. 保険金受取人の変更に関する規定を整備
  - 保険金受取人変更の意思表示の相手方は保険会社であること等の規定を整備

### II. ご加入いただいている保険契約および共済契約への影響

「保険法」は、施行日（2010年4月1日）以降に締結される保険契約および共済契約に適用されます。

なお、現在ご加入いただいている保険契約および共済契約の保険料等、保険金額および保障内容等に変更はありません。

従って、当該制度に関しましては2010年4月1日の更新日より全ての契約が対象となります。

(注)

1. 生命共済はアクサ生命保険株式会社（以下「保険会社」という）との保険契約を、見舞金は財団法人全国中小企業共済財団（以下「全共済」という）との共済契約を締結しています。

### III. 「保険法の施行に伴うご契約について

保険法の施行に伴うご契約の主なポイントは、以下のとおりです。

#### 1. 【保険金・給付金等の支払時期】

適用開始日：2010年4月1日以後に保険金・給付金等の支払事由が発生した場合に適用します。

- 保険金・給付金等をお支払いするにあたり、お客様からご請求いただいた後に、医療機関等へ確認や照会を行ない、支払事由に該当しているかどうかの確認等を行う場合があります。保険金・給付金等のお支払期限については、商法に規定がなかったため、従来の約款または規約では、この確認等を要する場合の具体的な記載が明記されていませんでした。
- 今回の「保険法」で、保険金・給付金等のお支払期限に関する規定が新設されたことを受け、確認等が必要な場合のお支払期限について、約款または規約において、以下のとおり規定しています。規定した期限を超過して保険金・給付金等をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

- (1) 保険金・給付金等のご請求があった場合、原則として、生命共済の場合は請求書類が保険会社に到着した日の翌日からその日を含めて**5営業日以内**に、また見舞金の場合は請求書類が全共済に到着した日の翌日からその日を含めて**10営業日以内**にお支払します。ただし、生命共済と見舞金の同時請求の場合には保険会社からの生命共済の支払を確認後の翌日からその日を含めて**10営業日以内**に全共済よりお支払します。

(2) ただし、保険会社または全共済が保険金・給付金等のお支払いのために事実の確認を行う必要がある場合には、支払期限が次の通り延長されます。

	保険金・給付金等をお支払いするために、事実確認が必要な場合	支払期限
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お支払事由の発生の有無の確認が必要な場合</li> <li>・ お支払の免責事由に該当する可能性がある場合</li> <li>・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合</li> <li>・ 重大事由、詐欺などに該当する可能性がある場合</li> </ul>	請求書類が保険会社または全共済に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内
②	上記①の確認を行うために、特別な照会や調査が不可欠な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士法にもとづく照会、その他の法令にもとづく照会</li> <li>・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定</li> <li>・ 警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会</li> <li>・ 日本国外における調査</li> </ul>	請求書類が保険会社または全共済に到着した日の翌日からその日を含めて180日以内

(注)生命共済は保険会社作成の「福祉団体定期保険普通保険約款(「約款」と表現)」、また見舞金は全共済作成の「(改定)見舞金規約(「規約」と表現)」にて対応が図られています。

## 2. 【重大事由による解除】

適用開始日：2010年4月1日以後に適用します。

- 保険契約者・被保険者・保険金受取人が故意に保険事故を起こしたり、保険事故を装って不正に保険金・給付金等を請求した場合など、保険契約者等と保険会社との間の信頼関係が損なわれ、保険契約または共済契約を継続することが困難な場合、保険会社は保険契約またはその被保険者に対する部分を、全共済は共済契約またはその共済加入者に対する部分を解除できる制度が「保険法」に新設されました。
- これまでの約款または規約に重大事由による保険契約または共済契約解除の規定がありますが、「保険法」に則り、解除の要件について死亡保険金とその他の保険金・給付金等とで規定を分けるなど、明確に規定しました。

### 【ご留意事項】

1. 上記以外に、告知義務、告知義務違反による解除、保険金受取人の変更に関する各条項も改定しておりますので、詳細につきましては全共済までお問い合わせください。